（委託による統計の作成等に係る手続等）

第二十五条　法第三十四条第一項の規定により行政機関の長又は指定独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「委託申出書」という。）に、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出することにより、委託の申出をするものとする。

一　委託申出者が公的機関であるときは、次に掲げる事項

イ　当該公的機関の名称

ロ　担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先

二　委託申出者が法人等であるときは、次に掲げる事項

イ　当該法人等の名称及び住所

ロ　当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先

三　委託申出者が個人であるときは、次に掲げる事項

イ　当該個人の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該個人の職業、所属、職名及び連絡先

四　委託申出者が前三号に掲げる者以外の者であるときは、当該者を第一号の公的機関とみなし、同号に掲げる事項

五　代理人によって申出をするときは、次に掲げる事項

イ　当該代理人の氏名、生年月日及び住所

ロ　当該代理人の職業、所属、職名及び連絡先

六　統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項

七　委託に係る統計の作成等の内容

八　統計成果物の利用目的

九　統計の作成等の委託をする者が第二十七条第二項各号に掲げる者に該当しない旨

十　前各号に掲げるもののほか、第二十七条第一項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからハまでに掲げる申出の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　第二十七条第一項第一号に該当する申出　次に掲げる事項

(1)　統計成果物の利用目的である研究の名称、必要性、内容及び実施期間

(2)　研究の成果を公表する方法

(3)　個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがない旨

(4)　統計成果物の提供を受ける方法及び年月日

(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

（委託による統計の作成等に係る手続等）

第十一条　法第三十四条の規定により行政機関の長又は届出独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者（以下「委託申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「委託申出書」という。）に、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等（これらの者が法第三十七条の規定により令第十二条に規定する独立行政法人等に事務の全部を委託するときは、当該独立行政法人等。以下この条から第十三条まで及び第十六条から第十八条までにおいて同じ。）が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は届出独立行政法人等に提出することにより、委託の申出をするものとする。

一　委託申出者が行政機関又は地方公共団体であるときは、その名称並びに担当部課の名称及び所在地

［新設］

［新設］

二　委託申出者が法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この項及び次項並びに第十六条第一項及び第二項において「法人等」という。）であるときは、当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名

［新設］

［新設］

［新設］

三　委託申出者が前二号に掲げる者以外の者であるときは、その氏名、生年月日及び住所

四　代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名、生年月日及び住所

［新設］

［新設］

五　統計の作成等に必要となる調査票情報に係る統計調査の名称、年次その他の当該調査票情報を特定するために必要な事項

六　委託に係る統計の作成等の内容

七　統計成果物の利用目的

［新設］

八　前各号に掲げるもののほか、前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項その他総務大臣が告示で定める事項

［新設］